

FAX送信用

令和 3 年 7 月 7 日

関係者各位

苫小牧労働基準監督署

業種別労働災害発生状況について

日頃より労働基準行政の推進につきましては、格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当署管内の業種別労働災害発生状況の及び令和3年6月末日現在の速報値を別紙のとおり取りまとめましたので、参考までに送付いたします。

また、北海道労働局のホームページ（http://hokkaido-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/jirei_toukei/anzen_eisei/saigai.html）においては、苫小牧署を含め全道各署の業種別労働災害発生状況が掲載（毎月10日頃更新予定）されておりますので活用してください。

担当：苫小牧労働基準監督署 第3方面

電話：0144-88-8900

令和3年 業種別労働災害発生状況

(令和3年6月末現在)

苫小牧労働基準監督署

区分 業種別		令和3年				令和2年				対前年		業種割合
		死亡	休業 4日 以上	合計	転倒 災害	死亡	休業 4日 以上	合計	転倒 災害	増減 数	増減 率	
全産業合計		2	(8) 240	(8) 242	89		(2) 241	(2) 241	63	1	0.4	100.0
除く鉱業計		2	(8) 240	(8) 242	89		(2) 241	(2) 241	63	1	0.4	100.0
製造業			(1) 42	(1) 42	14		52	52	10	-10	-19.2	17.4
内 訳	食料品		(1) 15	(1) 15	7		15	15	4			6.2
	木材木製品		5	5	1		11	11		-6	-54.5	2.1
	紙・パルプ		2	2			3	3		-1	-33.3	0.8
	窯業・土石		2	2	1		2	2	1			0.8
	金属・機器		3	3			5	5	2	-2	-40.0	1.2
	輸送用機械		2	2	1		6	6		-4	-66.7	0.8
	その他		13	13	4		10	10	3	3	30.0	5.4
鉱業												
土石採取			1	1			1	1	1			0.4
建設業			(1) 28	(1) 28	3		23	23	6	5	21.7	11.6
内 訳	土木工事業		(1) 9	(1) 9			7	7	2	2	28.6	3.7
	建築工事業		14	14	2		6	6	2	8	133.3	5.8
	木造建築業		2	2			3	3	2	-1	-33.3	0.8
	その他の 工事業		3	3	1		7	7		-4	-57.1	1.2
道路貨物運送業			(1) 40	(1) 40	9		34	34	5	6	17.6	16.5
その他の運輸業			(1) 4	(1) 4	3		(1) 7	(1) 7	3	-3	-42.9	1.7
陸上貨物取扱業			2	2	1		3	3		-1	-33.3	0.8
港湾荷役業			4	4			3	3	1	1	33.3	1.7
林業		1	2	3			2	2		1	50.0	1.2
漁業							1	1		-1	-100.0	
卸売・小売業			(2) 27	(2) 27	16		28	28	14	-1	-3.6	11.2
清掃業		1	11	12	7		10	10	3	2	20.0	5.0
ゴルフ場			4	4	1		2	2	1	2	100.0	1.7
その他の事業			(2) 75	(2) 75	35		(1) 75	(1) 75	19			31.0

本統計は、労働者死傷病報告書（休業4日以上）により集計した速報値であり、修正することがあります。

（ ）内は交通事故で内数です。 転倒災害は内数です。

令和3年 業種別労働災害発生状況（その2）

「その他の事業」の内訳

（令和3年6月末現在）

区分 業種別	令和3年				令和2年				対前年		業種割合
	死亡	休業 4日 以上	合計	転倒 災害	死亡	休業 4日 以上	合計	転倒 災害	増減 数	増減 率	
農 業		4	4	2		3	3	1	1	33.3	1.7
畜 産 業		11	11	3		15	15	1	-4	-26.7	4.5
理 容 業		1	1						1		0.4
その他の 商 業		1	1	1		2	2	1	-1	-50.0	0.4
金融・広告業		4	4	3					4		1.7
映画・演劇業											
通 信 業		(2) 3	(2) 3			(1) 4	(1) 4		-1	-25.0	1.2
教育・研究業		4	4	2					4		1.7
保健・衛生業		22	22	12		39	39	10	-17	-43.6	9.1
飲 食 店		12	12	6		5	5	1	7	140.0	5.0
その他接客娯楽業 （除くゴルフ場）		2	2	1		2	2	2			0.8
その他の 事 業		11	11	5		5	5	3	6	120.0	4.5
合 計		(2) 75	(2) 75	35		(1) 75	(1) 75	19			31.0

令和3年 死亡災害発生状況

(令和3年6月末現在)

苫小牧労働基準監督署

件数	発生月	発生時間	事業の種類	規模	災害の種類	起因物	災害発生状況の概要
1	2	8時台	林業	1人～9人	墜落・転落	伐木等機械	林業専用道の路外において、横転したグラブブルソーに下敷きになっている被災者が発見されたもの。 被災者はグラブブルソーを運転して、他車両とすれ違うためいったん路肩に寄っていた。
2	6	11時台	産業廃棄物処理業	10人～30人	はさまれ・巻き込まれ・巻	車両系建設機械	産業廃棄物処理場の敷地内を通行していた被災者が、走行していたトラクタ・ショベルにひかれたもの。

過去10年間の死亡災害発生状況

発生年	23	24	25	26	27	28	29	30	令和元	2	合計
死亡件数	3	4 (1)	4	8 (4)	9	5 (2)	9	4	3	2 (2)	51 (9)

※死亡件数欄のカッコ内の数字は交通事故の件数で内数

1 重機による死亡災害について

重機に係る死亡災害が2件発生しています。重機の転落により重機の外に投げ出されてその下敷きとなったものと、構内を歩行中に重機にひかれたことによるものです。

重機を用いて作業を行う際には、(1)作業場所の確認(安全な通行経路の決定と周知、安全を確保した作業方法、墜落・転落・崩落等の危険性のリスクアセスメント等)(2)周囲の状況の確認(周辺に人・物がいないか、通行経路と作業員の通行経路が区分されているか、人・物が近くにいる際の対応が決定され周知されているか)(3)保護具の確実な着用(シートベルト、ヘルメット、安全靴等)等の再確認と、その結果について事業者・オペレーター・作業員の3者間での共有を、重機を用いて作業を行うすべての事業場において行っていただくようお願いします。

2 労働災害発生状況について

令和3年6月末現在の全産業における死亡及び休業4日以上の労働災害は242件でした。

前年同期に比べ1割以上増加している業種は、その他製造業が3件(30.0%)、土木工事業が2件(28.6%)、建築工事業が8件(133.3%)、道路貨物運送業が6件(17.6%)、港湾荷役業が1件(33.3%)、林業が1件(50.0%)、清掃業が2件(20.0%)、ゴルフ場が2件(100.0%)、農業が1件(33.3%)、理美容業が1件(前年同期なし)、金融・広告業が4件(前年同期なし)、教育・研究業が4件(前年同期なし)、飲食店が7件(140.0%)、その他の事業が6件(120.0%)となっています。

事故の型別では多い順に、転倒災害が89件(36.8%)、墜落・転落が39件(16.1%)、はさまれ・巻き込まれが29件(12.0%)、動作の反動・無理な動作が25件(10.3%)となり、これらの事故の型で全体の75.2%を占めています。

3 全国安全週間の実施について

スローガン「持続可能な安全管理 未来へつなぐ安全職場」

厚生労働省ホームページに実施要綱を掲載しています。

●ホーム>報道・広報>報道発表資料>2021年3月>令和3年度「全国安全週間」を7月に実施

4 特定化学物質障害予防規則(アーク溶接等作業にかかる溶接ヒューム)の改正について

金属アーク溶接等作業において発生する溶接ヒュームについて、特定化学物質障害予防規則等が改正され、令和3年4月1日から逐次施行されています。

詳細については厚生労働省ホームページを御覧ください。

●ホーム>政策について>分野別の政策一覧>雇用・労働>労働基準>安全・衛生>職場における化学物質対策について>令和2年4月の特定化学物質障害予防規則・作業環境測定基準等の改正

5 石綿障害予防規則の改正について

建築物等の解体・改修工事での石綿ばく露防止のため事前調査の強化等を図る石綿障害予防規則等の改正が行われ、令和3年4月1日から(一部は令和2年10月から)逐次施行されています。

詳細については厚生労働省ホームページを御覧ください。

●ホーム>政策について>分野別の政策一覧>雇用・労働>労働基準>アスベスト(石綿)情報>その他の資料>石綿パンフレット等

6 建設業における熱中症予防と新型コロナウイルス感染防止について

混在作業が行われる建設現場では、単独作業の場合や屋外でほかの作業員と十分な距離(2m以上)が確保できる場合等では、熱中症予防の観点からマスク等を外した方がよい場合も考えられます。北海道労働局ホームページに掲載しております「建設現場における熱中症予防と新型コロナウイルス感染防止」リーフレットを御参考に、熱中症予防と新型コロナウイルス感染防止を併せてお取組みください。

●ホーム>各種法令・制度・手続き>安全衛生関係>安全関係>労働災害防止について>建設業災害防止

また厚生労働省ホームページ「新型コロナウイルス感染症に関するQ&A」内の「企業(労務)の方向けQ&A」や、同ホームページ「働く方・経営者への支援などのリーフレット一覧(新型コロナウイルス感染症)」内の「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト(事業主向け)」等も参考に、感染拡大防止にお取組みください。